

## 令和2年4月1日からのまちづくりセンターの施設使用料について（お知らせ）

呉市ではまちづくりセンターの施設使用料を令和2年4月1日から下表のとおり改定します。

令和2年4月1日以降に使用許可するものについては、改定後の新しい使用料の額が適用されます。

なお、令和2年3月31日までに使用許可を受けた場合でも、4月1日以降に時間延長等の変更が生じた場合などは、新しい使用料の額での計算となりますので、ご注意ください。

### 【現行使用料】

下蒲刈まちづくりセンター

※改定箇所は 下線にて表示

使用時間	第1学習室	第2学習室	集会室	控室	陶芸室	調理室
8時30分～22時	1時間までごとに <u>400円</u>					



### 【4月1日からの改定使用料】

下蒲刈まちづくりセンター

使用時間	第1学習室	第2学習室	集会室	控室	陶芸室	調理室
8時30分～22時	1時間までごとに <u>500円</u>					